

1. 件 名：新規制基準適合性審査に係る資料提出（島根2号機）

2. 日 時：令和2年7月17日 10時55分～11時00分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

中村原子力規制専門員、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 炉心技術グループ 担当1名

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に関する設置変更許可申請書について、補足説明資料の一部が提出された。また、提出した資料について非公開情報を含むことから、対面でのヒアリングを要望する旨の申し出があった。
- (2) 原子力規制庁から、本日提出のあった補足説明資料も含めて引き続き確認するとともに、必要に応じて指摘等を行っていくこと、及び対面でのヒアリング実施の要望について承った旨を伝えた。
- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

- ・島根原子力発電所2号炉 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について
- ・島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（重大事故等対処設備：第43条）
- ・島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（大規模損壊：本文）
- ・島根原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について
- ・島根原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について 補足説明資料
- ・島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・島根原子力発電所2号炉 設置変更許可申請に係る補足説明資料における主な変更内容について
- ・島根原子力発電所2号炉 津波による損傷の防止 論点5「浸水防護重点化範囲の設定」（コメント回答）

- ・ 島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表
（第5条, 第40条（津波による損傷の防止））
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表
（第5条, 第40条（津波による損傷の防止））
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 津波による損傷の防止 比較表